

○旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則

新

旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則

平成十五年八月一日
規則第百十二号

改正 平成三十一年 三月二十九日規則第令和 二年一月二十四日規則第

二四号 六二号

令和 六年 三月二二日規則第令和 六年 六月二八日規則第

一一号 五〇号

旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、旅館業法施行条例（昭和三十三年千葉県条例第七号。以下「条例」という。）第十二条第十三号の規定による浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の基準並びに同条第十四号の規定による浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正（平成三十一年規則二四号・令和六年一一号）

（浴槽水等の水質の基準）

第二条 条例第十二条第十三号に規定する水質の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 浴槽水の水質は、次の表の上欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の下欄に定める基準に適合すること。

一 濁度	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平と。成十五年厚生労働省告示第二百六十一号。以下「告示」という。） 本則第五十二号に定める方法	五度以下であること
二 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては一リットルにつき八ミリグラム以下、有機物等	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては告示本則第四十七（TOC）の量）に	有機物（全有機炭素（TOC）の量）に

旧

旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則

平成十五年八月一日
規則第百十二号

改正 平成三十一年 三月二十九日規則第令和 二年一月二十四日規則第

二四号 六二号

令和 六年 三月二二日規則第令和 六年 六月二八日規則第

一一号 五〇号

旅館業法施行条例に基づく浴槽水等の水質基準及び水質検査に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、旅館業法施行条例（昭和三十三年千葉県条例第七号。以下「条例」という。）第十二条第十三号の規定による浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の基準並びに同条第十四号の規定による浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正（平成三十一年規則二四号・令和六年一一号）

（浴槽水等の水質の基準）

第二条 条例第十二条第十三号に規定する水質の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 浴槽水の水質は、次の表の上欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行う検査において、同表の下欄に定める基準に適合すること。

一 濁度	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平と。成十五年厚生労働省告示第二百六十一号。以下「告示」という。） 本則第五十二号に定める方法	五度以下であること
二 有機物（全有機炭素（TOC）の量）又は号に定める方法、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）にあつては一リットルにつき八ミリグラム以下、有機物等	有機物（全有機炭素（TOC）の量）にあつては告示本則第四十七（TOC）の量）に	有機物（全有機炭素（TOC）の量）に

ウム消費量		(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。
三 大腸菌	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和三十七年厚生省令・建設省令第一号)第六条に規定する方法	一ミリリットルにつき一個以下であること。
四 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと。

二 浴槽に使用する水及び湯の水質は、次の表の上欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行ふ検査において、同表の下欄に定める基準に適合すること。

一 色度	告示本則第五十一号に定める方法	五度以下であること。
二 濁度	告示本則第五十二号に定める方法	二度以下であること。
三 pH値	告示本則第四十八号に定める方法	五・八以上八・六以下であること。
四 有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は号に定める方法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては滴定法	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあっては告示本則第四十七号に定める方法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては滴定法	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあつては一リットルにつき三ミリグラム以下、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては一リットルにつき十ミリグラム以下であること。
五 大腸菌	告示本則第三号に定める方法	検出されないこと。
六 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと。

ウム消費量		(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。
三 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和三十七年厚生省令・建設省令第一号)第六条に規定する方法	一ミリリットルにつき一個以下であること。
四 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと。

二 浴槽に使用する水及び湯の水質は、次の表の上欄に掲げる事項につき同表の中欄に掲げる方法によって行ふ検査において、同表の下欄に定める基準に適合すること。

一 色度	告示本則第五十一号に定める方法	五度以下であること。
二 濁度	告示本則第五十二号に定める方法	二度以下であること。
三 pH値	告示本則第四十八号に定める方法	五・八以上八・六以下であること。
四 有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は号に定める方法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては滴定法	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあっては告示本則第四十七号に定める方法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては滴定法	有機物(全有機炭素(TOC)の量)にあつては一リットルにつき三ミリグラム以下、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあつては一リットルにつき十ミリグラム以下であること。
五 大腸菌	告示本則第三号に定める方法	検出されないこと。
六 レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、水道水以外の水又は湯を浴槽に使用しているため、同項の基準に適合することが困難な場合であつて、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同項第一号の表の一の項及び二の項並びに前項第二号の表の一の項から四の項までに掲げる基準の全部又はこれらの基準のいずれかの適用を除外することができる。 一部改正〔平成三十一年規則二四号・令和二年六二号・六年一一号・五〇号〕 （浴槽水等の水質の検査） 第三条 条例第十二条第十四号に規定する水質の検査は、浴槽水にあつては次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める回数、浴槽に使用する水及び湯にあつては毎年一回以上行うものとする。 一 毎日換水している浴槽水 毎年一回以上 二 前号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素による消毒を行っているもの 毎年二回以上 三 前各号に掲げる浴槽水以外の浴槽水 毎年四回以上 一部改正〔平成三十一年規則二四号・令和六年一一号〕 附 則 この規則は、平成十五年九月一日から施行する。 附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十四号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和二年十一月二十四日規則第六十二号） この規則は、令和三年二月一日から施行する。 附 則（令和六年三月二十二日規則第十一号） この規則は、令和六年七月一日から施行する。 附 則（令和六年六月二十八日規則第五十号） この規則は、公布の日から施行する。	2 前項の規定にかかわらず、知事は、水道水以外の水又は湯を浴槽に使用しているため、同項の基準に適合することが困難な場合であつて、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同項第一号の表の一の項及び二の項並びに前項第二号の表の一の項から四の項までに掲げる基準の全部又はこれらの基準のいずれかの適用を除外することができる。 一部改正〔平成三十一年規則二四号・令和二年六二号・六年一一号・五〇号〕 （浴槽水等の水質の検査） 第三条 条例第十二条第十四号に規定する水質の検査は、浴槽水にあつては次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める回数、浴槽に使用する水及び湯にあつては毎年一回以上行うものとする。 一 毎日換水している浴槽水 毎年一回以上 二 前号に掲げる浴槽水以外の浴槽水で塩素による消毒を行っているもの 毎年二回以上 三 前各号に掲げる浴槽水以外の浴槽水 毎年四回以上 一部改正〔平成三十一年規則二四号・令和六年一一号〕 附 則 この規則は、平成十五年九月一日から施行する。 附 則（平成三十一年三月二十九日規則第二十四号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和二年十一月二十四日規則第六十二号） この規則は、令和三年二月一日から施行する。 附 則（令和六年三月二十二日規則第十一号） この規則は、令和六年七月一日から施行する。 附 則（令和六年六月二十八日規則第五十号） この規則は、公布の日から施行する。
---	---